



## 令和2年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電施設設置審議会会議記録

委員氏名	石川	赤上	佐藤	奈良部	豊田	鈴木	松島
出欠	○	○	○	○	○	○	○

### 【事務局】

- 事務局……環境部：黒川部長、高村課長、鳩山係長、若林担当主査、宇賀神主査  
都市建設部：山田補佐

全体進行：《高村課長》

### 1 開 会《高村課長》

委員の皆様全員がそろったので、感染症予防対策を考慮し、定刻5分前だが、令和2年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電施設設置審議会を開会する。

### 2 あいさつ《黒川部長》

年末のお忙しい中、鹿沼市再生可能エネルギー発電施設設置審議会へ出席いただきお礼を申しあげる。

新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、あいさつはこれでとどめたい。

委員の皆様におかれては、活発な意見をいただき、会議がスムーズに進行することをお願いしたい。

### 3 協議事項《石川会長進行》

高村課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日7名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議회를代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：委員の皆様のご忌憚のない意見をいただき、会議の進行に協力いただくことをお願いしたい。

石川会長：それでは、協議事項(1)の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

(1) 条例第13条の規定による事業の許可について

《若林担当主査が資料により説明。》

1件の許可申請案件について説明した。

① 鹿沼市上日向322-1発電所設置

石川会長：事務局の説明に何か質問はあるか？

赤上委員：今回の対象エリアは土砂災害警戒区域だが、写真を見る限り、急傾斜といわれるほどの勾配はないということで良いか？

事務局：事業区域は、平らな地形であり、急傾斜地崩壊危険区域には該当せず、土砂災害警戒区域に該当するものも北東側の一部である。

奈良部委員：発電開始はいつごろか？

事務局：令和3年5月1日を予定している。

豊田委員：土地利用計画図を見たが、当該地は宅地造成のための土地か？

事務局：これは宅地造成のための土地ではなく、土地利用計画図には、パネルの設置予定場所が記されている。

豊田委員：添付の写真と土地利用計画では形が異なるのではないか？

事務局：土地利用計画図は上空からの航空写真をもとにしたものであり、そこにパネルの配置を落とし込んだものである。写真の方は私が撮影したもので人の視線の高さからのものであり、土地の形状はどうしてもゆがみが出ている。

豊田委員：土地の形状はどのようになっているか？

事務局：土地利用計画図のほうが正しい形状である。写真はデジカメの撮影なので、実際の形はパネルが配置されている方を参考にしてもらいたい。

豊田委員：青いラインは山を示しているのか？

事務局：土砂災害警戒区域を示すラインである。ラインの山側が土砂災害警戒区域である。

豊田委員：そこには、塀とかをつくる予定はあるのか？

事務局：塀をつくる予定はない。

豊田委員：土砂災害警戒区域に該当するが、仕方がないということか？

事務局：自然との調和を図り、災害が起きないように計画をしている。

道路を挟んで反対側の山から土砂が来ることはあっても、事業区域から逆に土砂が崩れることは考えにくい。

鈴木委員：排水の設備のことだが、土側溝や敷砂利をして、浸透を図るとのことだが、防草シートを張ると思うし、雨水が溢れることは考えられないか？

事務局：敷地内に浸透させるよう、溢水しないよう指導している。

鈴木委員：私の地元での施設だが、雨で道路側が崩れてしまっているところがある。

その点は、十分注意した方がよいと思う。

事務局：事業者によく注意しておく。

佐藤委員：地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域に該当しないことは確認している。

土砂災害警戒区域もいわゆるイエローゾーンが一部該当している程度で、現地の状況からも問題ないかと思う。

事務局：了解した。

佐藤委員：浸透槽に砂利敷をするということで良いか？雨水計算はするのか？

事務局：雨水計算はしていない。

豊田委員：原野に設置するということが、周りは田んぼか？

事務局：地目上は田になっている。

豊田委員：田んぼに影響は出ないのか？

事務局：出ないように計画している。なお、近隣の土地所有者に対して、説明資料を送付し、質疑等を受け付けたが何もなかった。さらに、周知するために、地元支部に説明資料を回覧したが、意見等はなかった。

石川会長：そのほか質問はあるか？無いようなので、この案件を審議していく。

石川会長：①鹿沼市上日向322-1発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：①鹿沼市上日向322-1発電所設置について、原案通り同意した。

#### (2) その他

豊田委員：今、国ではクリーンエネルギー25%を目指しているが、現在はどの位まで進んでいるのか？

事務局：年々数値は上がっていると思われるが、正確な数値はつかんでいない。

石川会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《なし。》

石川会長：協議事項(2)は終了した。ここで進行を事務局に返すこととする。

#### 4 その他《高村課長》

高村課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等あるか？

赤上委員：審議会の開催頻度だが、定期的に1か月に1回であるとか、数か月に1回であるとかという考えかたはあるのか？

事務局：今回は、1件ということで年末のお忙しい中お集まりいただいたわけだが、今回はその他複数の案件を審議していただく予定だった。

諸般の事情で、今回は見送らせてほしいとの申出があった。

今回の上日向の案件は、かなり事前に許可申請がなされており、今回1件だけの審議となった。

現在、その他複数の事業者から相談を受けているが、それに対しても出来るだけまとめて申請できるよう調整し、委員の皆様の負担を増やさないようにしていきたい。

赤上委員：1か月に2回の開催もあるか？

事務局：それは考えていない。

赤上委員：何件か申請があっても1か月に1回程度の開催か？

事務局：もう少し長いスパン、2か月あるいは3か月に1回の開催であり、なおかつ事業者からの申請になるべく間を置かずに開催していきたい。

出来るだけまとめて開催し、委員の皆様の負担とならないようにしたい。

高村課長：そのほか委員の皆様から何かあるか？

一 同：《なし。》

高村課長：事務局から何かあるか？

事務局：《なし。》

高村課長：他に意見が無いようなので、これで審議会を閉会する。

5 閉 会 《高村課長》